

令和2年4月瀬戸内市教育委員会 会議録

I. 開催日 令和2年4月20日(月)

II. 開会及び閉会 開会 13時25分  
閉会 14時48分

III. 出席委員

教育長	東南信行
委員	淵本晴生
委員	井手康人
委員	藤本里絵
委員	山本正

IV. 出席職員

教育次長	藪井慎吾
総務学務課長	大原克友
総務学務課参事	松本 総
社会教育課長	勝本 眞一
中央公民館館長	小林裕治
瀬戸内市民図書館館長	村上 岳
呂久学校給食調理場所長	森山光晴
総務学務課係長	安井明子
総務学務課主事	寺本那奈

V. 議事の内容

1. 開会

2. 教育長報告について

東南教育長

○新型コロナウイルス感染に係る幼小中の対応について(4月17日現在)

淵本委員 保護者が市外勤務している場合もある。保護者が濃厚接触者になった場合も教職員、児童生徒、園児が濃厚接触者になった場合と同じ対応をとるのか。

東南教育長 保護者が濃厚接触者になった時点はもちろん、その方が保健所の指示によりPCR検査を受けて陽性と判定されるまでは情報が得られないことから、その間は学校の授業を行うこととなります。

### 3. 前回会議録の承認

署名委員 淵本 晴生 委員 山本 正 委員

### 4. 議 事

第 25 号議案 瀬戸内市教育支援委員会委員の委嘱について  
松本参事 (資料を基に説明)

全 委 員 <異議なし>

第 26 号議案 瀬戸内市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について  
松本参事 (資料を基に説明)

東南教育長 年に2回開かれる協議会で、具体的な事案への対応協議ではなく、いじめ問題に市としてどのように対応していくかといった方針を決める組織である。

全 委 員 <異議なし>

第 27 号議案 会計年度任用職員の採用等について(令和2年4月1日付)  
大原課長 (資料を基に説明)

淵本委員 今回の休校措置で登校支援員の方の給与はどうなったか。  
松本参事 昨年度末の3月に関しては登校のため業務予定が入っていた方に関しては、その日に学校にて代わりの業務を行っていただきそのまま給与を支払っている。今年度に関しては県とも相談を行い、現場の様子に合わせて対応していく。休校に伴った家庭での子供の世話がある場合は特別休暇扱いとなるため給与は保証されている。

東南教育長 市でも新型コロナウイルスの対応を行うにあたって今後も例外的な業務が出てくるのが考えられる。そのような業務を行う手助けをしていただき出来るだけ給与補償を行っていく姿勢である。

全 委 員 <異議なし>

第 28 号議案 瀬戸内市立図書館協議会委員の委嘱について  
村上館長 (資料を基に説明)

東南教育長 邑久高校長を新規任命した意図はなにか。

村上館長 今後中高生との関連事業を強めていきたい、邑久高校との連携を強く図るため相談したところ、校長先生に入っただけのこととなった。

全委員 <異議なし>

第29号議案 学校評議員の委嘱について  
松本参事 (資料を基に説明)

全委員 <異議なし>

第30号議案 令和2年度教育要覧について  
大原課長 (資料を基に説明)

山本委員 9ページの学力調査実施事業に全国や県の学力調査に合わせてといった文言があるがこれはこの教育要覧を出すタイミングの状況に合わせて変えた方がいいのではないかと。

松本参事 そのつもりである。

山本委員 今年度より文化芸術分野の管轄が市長部局へと移ったが、施設の所管が市長部局へと移動したとしても、教育の面からも文化の学習に関した点を明記した方が良いのではないかと。

東南教育長 教育委員会として役割を担う部分を明確にしながらか残していけたらと考えている。

井手委員 所管が市長部局へ集まることによってどのくらい教育と連携が図れるか不安である。

東南教育長 子どもたちへの教育の面からも連携を取っていきたいと考えている。

淵本委員 教育要覧の作成意図は、瀬戸内市の教育を令和2年度はこうしていくといった方針を市民の方へ公開するものと考えている。昨年度末から学校教育へ大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルスへの対応の基本的な考え方を書いた方が良いのではないだろうか。

東南教育長 国全体に係る大きな出来事なので触れざるを得ないとは思いますが、未知のことで、迫りくる問題に対して何が出来るのかを国や県から示されたものを元にその都度考えて対応してきている。具体的な対応策を文章として表すことは難しい。

淵本委員 しかし基本的にはどのような考え方でもって対応に当たっていこうと考えているといった記載はやはり必要だろう。

東南教育長 検討していきたい。

井手委員 今回の新型コロナウイルスだけではなく、行政として今後想定されうる災

害や気象変動に対してどのような対応をとって学校をどうするのか。そういった項目があってもいいのかと思う。

淵本委員 12ページに「学校支援地域本部事業」といった記載があるがこれは平成20年から28年に文科省が推奨していた事業であり、現在は「地域学校協働本部事業」に移行して事業を進めているはずである。確かに「学校支援地域本部事業」をすべての学校に設置したが、事業が移行した今もそのまま文面に残っていたままでいいのか。文章の整合性を高めてほしい。

15ページに体裁がばらばらな部分がある。まとめていただきたい。

また図書館管理運営事業について昨年読書バリアフリー法が施行されたがその中に視覚障害者等に対応した読書環境の推進を行うようにあるかと思う。記載がないがどのようにとらえられているか。

村上館長 開館当初より視覚障害者の方の読書環境の関しての対応は考えている。視覚障害だけではなく様々なニーズへ全般的に対応できるようにしていきたいと思っているため多様な情報ニーズへの対応を主眼とした事業と記載した。

淵本委員 安心した。最後に19ページの博物館・美術館管理運営事業の記載が常体と敬体が混ざっている。常体に統一した方が良くと思う。

全委員 <継続審議>

第31号議案 瀬戸内市市費負担職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則について

大原課長 (資料を基に説明)

全委員 <異議なし>

5. その他

○次回開催日につ

6. 閉 会 (14時48分閉会)